

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

忍野村長 大森 彦一

市町村名 (市町村コード)	忍野村 (19424)
地域名 (地域内農業集落名)	内野(原地区) (内野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地域は、兼業農家を中心に農作物の自給的生産が行われてきたが、近年、農業従事者の減少や高齢化等により農地の遊休化が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後は地域の気候を活かした露地野菜の振興を図り、田から畑への転換を進め、農地の利用を促進するとともに、認定農業者や農業参入企業等を対象として農地の集積を推進し、効率的な土地利用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	71.71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	66.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して、担い手の経営意向を考慮しつつ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は、基本的に完了しており、今後必要となれば大区画化を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農務事務所やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を受け入れ、相談から定着まで支援に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
村、内野土地改良等連携し、農地の荒廃を防ぐ。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①県営事業で有害鳥獣被害防止を行う。また、被害がある場合は、箱わなの設置を検討する。
- ③高齢化に伴い、草刈りロボット等の機械を村で貸し出す。
- ⑦土地改良区連携し、水路等の維持管理に努める。